実施艦等　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日　防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百五号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日　防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百六号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日　防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二五分三〇秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日　防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月八日及び同月九日の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日　防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月八日及び同月九日の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

十月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

子育て支援に関する質問主意書（林原由佳提出）

**会議**

十月二十八日（火曜日）　午後一時　本会議

## 参議院

**議案付託**

十月二十七日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）　内閣委員会に付託

**質問主意書提出**

十月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

靖国神社の例大祭への勅使の参向に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第四四号）

ギャンブル依存症に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第四五号）

下水道処理施設及びマンホールポンプ場から発生する沈砂に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第四六号）

**質問主意書転送**

十月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

集団的自衛権に関する質問主意書（櫻井充提出）（第三五号）

北朝鮮の白頭山の噴火監視及び防災対策に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三六号）

「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三七号）

年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する質問主意書（櫻井充提出）（第三八号）

厚生労働省内における男女雇用機会均等に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三九号）